

○ 中小企業等協同組合法施行令第七条第一項第五号に規定する法人を指定する件（昭和六十三年大蔵省告示第十四号）

改正案	現行
<p>中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十 条第一項第七号に規定する法人を次のように指定し、中小企業等協同 組合法施行令第一条の二第三号に規定する法人を指定する件（昭和五 十六年六月大蔵省告示第七十号）は、廃止する。</p> <p>住宅、宅地及び道路の供給を目的とする法人であつて、その出資金 額又は抛出された金額の二分の一以上が地方公共団体により出資又は 抛出されているもの</p>	<p>中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第七 条第一項第五号に規定する法人を次のように指定し、中小企業等協同 組合法施行令第一条の二第三号に規定する法人を指定する件（昭和五 十六年六月大蔵省告示第七十号）は、廃止する。</p> <p>住宅、宅地及び道路の供給を目的とする法人であつて、その出資金 額又は抛出された金額の二分の一以上が地方公共団体により出資又は 抛出されているもの</p>